

# C h e e r

[若手教職員向け高教組通信]

長崎高教組は  
若い教職員の皆さんを  
応援します

(2011年度 第4号) 裏面に第3号 2011/06/23 発行責任者: 高教組書記長 馬場 隆

## 今年の夏のボーナスは1.9月分です

もうすぐ夏のボーナスの支給がありますから、ボーナスとはどんなものかについて解説をしておきます(昨年の第6号にも書いたので、読んだ人は復習のつもりで読んでください)。

公務員のボーナス(一時金)は、正式には「期末手当」と「勤勉手当」に分かれます。給料明細にはそれぞれの欄に金額が記入されているはずですが、

その金額の算出のしかたは後で詳しく説明しますが、大まかなイメージは、毎月の給料の何ヶ月分かということです。この支給月数は、前の年の11月に組合と県教委が交渉し、その後の議会で確定します。

昨年の交渉では合意に至らなかったのですが、県は条例案を提出し、期末手当と勤勉手当の合計の年間支給月数を0.2月分引き下げて、6月を1.9月、12月を2.05月とすることが決められました(それまでは6月1.95月、12月2.2月)。

賃金などの労働条件についての交渉は毎年おこないますから、今年も11月の交渉で、ボーナスの支給月数の改善も重要な要求として位置づけてとりくむ予定です。

### 期末手当の算出

期末手当基礎額×支給割合×在職割合で算出されます。それぞれの内容は、

①期末手当基礎額は、給料月額+調整額+教職調整額+扶養手当+地域手当+職務段階別加算額(※)の額です。

※職務別段階加算額とは、(給料月額+調整額+地域手当)×加算割合で算出された額で、この加算割合は経験年数等で次のように決まっています(これも交渉して改善させたものです)。

職種	5%	10%
行政職	係長級	課長補佐級又は係長級で4級
教育職1級	大卒経年13年	大卒経年25年
教育職2級	大卒経年10年	
現業職	2級14号以上	5級18号以上又は57歳以上

(注) 大卒経年とは大卒の場合ということで大卒を条件としているわけではありません。

②支給割合は、6月は1.225、12月は1.375で、これを支給月数とよんでいます。

①在職割合は基準日(6月1日)以前6ヶ月の在職状況によって決まります。6ヶ月は100%、5~6ヶ月は80%、3~5ヶ月は60%、3

ヶ月未満は30%。ですから、大学新卒で今年4月採用の人は30%です。しかし、臨時採用で勤務していた人は、その期間が算入されず。欠員補充等で1年間勤務していた人は、80%になります(雇用期間が3月24日頃で切れるので、6ヶ月未満とされるため)。

育児休業はその半分の期間が除算されます。昨年12月2日から基準日までずっと育児休業の場合は0%となります。

### 勤勉手当の算出

勤勉手当基礎額×期間率×成績率で算出されます。それぞれの内容は、

①勤勉手当基礎額は、給料月額+調整額+教職調整額+地域手当+職務段階別加算額の額

②期間率は基準日(6月1日)以前6ヶ月の勤務期間によって決まります。6ヶ月は100%、5.5~6ヶ月は95%、5~5.5ヶ月は90%、4.5~5ヶ月は80%、4~4.5ヶ月は70%、3.5~4ヶ月は60%、3~3.5ヶ月は50%、2.5~3ヶ月は40%、2~2.5ヶ月は30%、1.5~2ヶ月は20%、1~1.5ヶ月は15%、0.5~1ヶ月は10%、0.5ヶ月未満は5%です。

この場合も、臨時採用で勤務していた期間は算入されます。育児休業期間、30日(休日を除く)を超える病気休暇・介護休暇・療養休暇等は勤務期間から除かれます。

②成績率は6月も12月も0.675です(実際は若干の幅があります)。これを支給月数とよんでいます。しかし、名称が示しているように元々は各職員の「勤務成績」に応じて差をつける趣旨があります。

校長は2007年度から差別支給が始まりました。前年度の「勤務成績」の総合評価点(90点満点)の上位から10%を「特に優秀」、次の30%を「優秀」、残りの60%を「良好」に区分して、成績率を0.744、0.682、0.620など(昨年12月の例)と差をつけて支給しています。すなわち、従来は全員に支給されていた月数(昨年12月は0.65)から0.03月分を削って、「成績上位」の人にまわしているのです。

全国的には北海道や大阪府などいくつかの道府県で一般の教職員へも差別支給が導入されています。長崎高教組はこの差別支給の導入に反対し、ボーナスはすべて期末手当に一元化することを要求しています。

労働条件の改善を実現するのは団結の力です 高教組で一緒にとりくみましょう